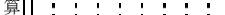


自 (千円)

13
□ (1. 基準決算)
□ (2. 2 期平均)

基準決算	 (千円)
直前の 審査基準日	 (千円)

利 益 額
(2 期 平 均)

$$\text{利益額 (利払前税引前償却前利益)} = \text{営業利益} + \text{減価償却実施額}$$

審 査 対 象 事 業 年 度		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	
営 業 利 益	(千円)	営 業 利 益	(千円)
減 価 償 却 実 施 額	(千円)	減 価 償 却 実 施 額	(千円)

技術職員数 1 9 3 5 (人)

登録経営状況番号 20 3 5

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記入する。

旧結果通知書の年月日を記入する

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審 査 結 果 の 通 知 番 号	審 査 結 果 の 通 知 の 年 月 日
第 261000 号	平成 30年 2月 14日
再 審 査 を 求 め る 事 項	再 審 査 を 求 め る 理 由
令和3年4月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため。

例示のとおり記載すること。

連絡先

所属等
ファックス番号

氏名

電話番号

工事種類別完成工事高

工事種類別元請完成工事高

項番 31		審査対象事業年度の審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自3年5月7年9月10月		審査対象事業年度 自11年13月15年17月19月		計算基準の区分 (1.2年平均) 2.3年平均	
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月					
業二 32		今回の改正に係る再審査対象項目はありませんが、 前回(旧基準)の申請と同じ内容で作成したものを提出 してください。。					
工事の種類 32		完成工事高計算表 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度		元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度			
工事 32							
工事の種類 32		完成工事高計算表 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度		元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度			
工事 32							
工事の種類 32		完成工事高計算表 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度		元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度			
工事 32							
工事の種類 33その他		完成工事高計算表 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度		元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度 審査対象事業 年度の審査 対象事業年度			
その他 工事 33							
合計 34							
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)							

技 術 職 員 名 簿

申請者名 茨城建設（株）

頁

項 番
数 8 1 0 0 1 頁

審査基準日 令和元年9月30日

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数	
1	○	茨城 花子	H3 年 3 月 19 日	28	8	2	0 1	2 1 4	2	1 3	2 1 4	2		
2		丙川 三郎	S58 年 10 月 2 日	35	8	2	0 1	1 1 1	1	1 3	1 1 1	1	△△△△△△△△	
3	○	乙山 二郎	S54 年 10 月 1 日	40	8	2	0 9	2 6 5	2					
4	改正項目（有資格区分コード、CPD単位取得数）以外は、前回（旧基準）申請と同じ内容を記載すること。 ※改正項目以外は変更できません。										3	0	2	○○○○○○○○
5											1	4	2	
6														
7			年 月 日		8	2								
8			年 月 日		8	2								
9			年 月 日		8	2								
10			年 月 日		8	2								
11	「CPD単位取得数」の欄について 取得単位 ÷ p○別表(五)にあるCPD認定団体数値 × 30により算出する。 ※ ₁ 小数点以下は切り捨てる。 ※ ₂ 各技術者のCPD単位取得数の上限は30とする。 ※ ₃ 取得単位が0の場合は、空欄とする。 ※ ₄ 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象となる。 (例1)「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された単位が「18」の場合 18(認定された取得単位) ÷ 12(p○別表(五)にあるCPD認定団体数値) × 30 = 45 > 30であるため、CPD単位取得数は「30」となる。 (例2)公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された単位が「48」の場合													
12														
13														
14														
15														
16														
17			年 月 日		8	2								
18			年 月 日		8	2								
19			年 月 日		8	2								
20			年 月 日		8	2								
21			年 月 日		8	2								
22			年 月 日		8	2								
23			年 月 日		8	2								
24			年 月 日		8	2								
25			年 月 日		8	2								
26			年 月 日		8	2								
27			年 月 日		8	2								
28			年 月 日		8	2								
29			年 月 日		8	2								
30			年 月 日		8	2								

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

411

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

健康保険加入の有無

改正項目（項番46、53、54、61、62）以外は、前回(旧基準)申請と同じ内容を記載すること。
※改正項目以外は変更できません。

厚生年金保険加入の有無

441

[1. 有、2. 無]

建設業退職金共済制度加入の有無

441

[1. 有、2. 無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

451

[1. 有、2. 無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

462

[1. 有、2. 無]

建設業の営業継続の状況

営業年数

4716

(年)

初めて許可（登録）を受けた年月日

昭和15年1月10日

休業等期間

年か月

備考（組織変更等）

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

482

[1. 有、2. 無]

再生手続又は更生手続開始決定日

平成 年 月 日

再生計画又は更生計画認可日

平成 年 月 日

再生手続又は更生手続終結決定日

平成 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

491

[1. 有、2. 無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

502

[1. 有、2. 無]

指示処分の有無

512

[1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

524

[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]

公認会計士等の数

53

(人)

二級登録経理試験合格者の数

54

(人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）

55

(千円)

審査対象事業年度

審査対象事業年度の前期審査対象事業年度

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

56

(台)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無

571

[1. 有、2. 無]

ISO14001の登録の有無

581

[1. 有、2. 無]

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保

591

[1. 該当、2. 非該当]

技術職員数（A）

6（人）

若年技術職員数（B）

2（人）

若年技術職員の割合（B/A）

33.3（%）

新規若年技術職員の育成及び確保

601

[1. 該当、2. 非該当]

新規若年技術職員数（C）

1（人）

新規若年技術職員の割合（C/A）

16.6（%）

知識及び技術又は技能の向上に関する取組

CPD単位取得数

61

(単位)

技術者数

別紙2「技術職員名簿」及び様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入。

別紙2「技術職員名簿」及び様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」のCPD単位取得数の合計を記入。

技能レベル向上者数

62

(人)

技能者数

様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入。

控除対象者数

1520

(人)

様式第5号「技能者名簿」の「控除対象者」の欄に「○」が記載されている者の合計を記入。

様式第4号

二級技士の一次検定試験に合格した者(二級技士補)で該当者のみ記載する。
該当がない場合は不要。

(用紙A4)
年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

[illegible]

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
- なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

該当者がいる場合のみ記載。

(用紙A4)

令和 年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	山田 太郎	S63年2月10日	R元年4月20日		
認定能力評価基準により評価を受けている場合は、能力評価(レベル判定)結果通知書に記載されている通知日等を記入。					
2	山田 次郎	S63年2月10日	R2年6月10日	○	
「レベル向上の有無」の欄に「○」を記入した場合は、「評価日」が審査基準日の3年以内の日となる。					
3	山田 四郎	S63年2月10日	H29年12月25日		○
控除対象」の欄に「○」を記入した場合は、「評価日」が審査基準日の3年前の日以前となる。					
合計	3(人)			1(人)	1(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。

別表（四）

コード	資格区分	資格取得後（001は 指定学科卒業後） に必要な実務経験 年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類	
			1 級 （5 点）	2 級 （2 点）	そ 他 （1 点）			
建設業法	001	法第7条第2号イ該当＝実務経験者	大学・短大・高専卒：3年、高卒5年 ※専門学校は該当しません			○	実務経験ある業種 （電気・消防は除く）	卒業証明書、実務経験証 明書
	002	法第7条第2号ロ該当＝実務経験者	10年			○		
	003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）＝大臣認定者				○	認定書記載の業種のみ	大臣認定書
	004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）＝大臣認定者				○		
	005	監理技術者補佐（1級技士補）		4点			合格を証明する書面に記載の業種のみ	第一次検定の合格を証明 する書面
	111	1級建設機械施工技士		○			土と舗	合格証明書
	212	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）			○		土と舗	
	113	1級土木施工管理技士		○			土と石鋼舗しゅ塗水解 （ただし「解」については、平成28 年度以降の合格者か解体工事の実務 経験1年以上または登録解体工事講習 受講が必要）	
	214	2級土木施工管理技士（土木）			○		土と石鋼舗しゅ水解 （ただし「解」については、平成28 年度以降の合格者か解体工事の実務 経験1年以上または登録解体工事講習 受講が必要）	
	215	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）			○		塗	
	216	2級土木施工管理技士（薬液注入）			○		と	
	120	1級建築施工管理技士		○			建大左と石屋タ鋼筋板ガ塗防内絶具 解（ただし「解」については、平成 28年度以降の合格者か解体工事の実 務経験1年以上または登録解体工事講 習受講が必要）	
	221	2級建築施工管理技士（建築）			○		建解 （ただし「解」については、平成28 年度以降の合格者か解体工事の実務 経験1年以上または登録解体工事講習 受講が必要）	
	222	2級建築施工管理技士（躯体）			○		大とタ鋼筋解 （ただし「解」については、平成28 年度以降の合格者か解体工事の実務 経験1年以上または登録解体工事講習 受講が必要）	
	223	2級建築施工管理技士（仕上げ）			○		大左石屋タ板ガ塗防内絶具	
	127	1級電気工事施工管理技士		○			電	
	228	2級電気工事施工管理技士			○			
	129	1級管工事施工管理技士		○			管	
	230	2級管工事施工管理技士			○			
	131	1級電気通信工事施工管理技士		○			通	
	232	2級電気通信工事施工管理技士			○			
	133	1級造園施工管理技士		○			園	
	234	2級造園施工管理技士			○			
建築士法	137	1級建築士		○			建大屋タ鋼内	免許証
	238	2級建築士			○		建大屋タ内	
	239	木造建築士			○		大	

	コード	資格区分	資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1級（5点）	2級（2点）	その他（1点）		
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		○			土と電舗しゅ園解 （ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要）	登録証 ※142、14B、146、148、151、15A、153、154を選択する場合は日本技術士会発行の登録等証明書も添付すること
	*142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）		○			土と電鋼舗しゅ園解 （ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要）	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		○			土と	
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）		○			電通	
	145	機械・総合技術監理（機械）		○			機	
	*146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）		○			管機	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）		○			管水	
	*148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		○			管井水	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		○			土としゅ	
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）		○			園	
	*151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		○			土と園	
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		○			管	
	*153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		○			管水	
	*154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		○			管水清	
電気工事士法	155	第1種電気工事士			○		電	免状
	256	第2種電気工事士	3年			○		
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年			○	電	資格者証
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	5年			○	通	免状
水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年			○	管	免状又は技術者証
消防法	168	甲種消防設備士			○		消	免状
	169	乙種消防設備士			○			
職業能力開発促進法 ※職業能力開発促進法の規定に係る2級技術検定の合格後に必要な実務経験は、平成15年度以前に合格した者は1年。	171	建築大工（1級）			○		大	合格者証
	271	建築大工（2級）	3年			○		
	164	型枠施工（1級）			○		大と	
	264	型枠施工（2級）	3年			○		
	172	左官（1級）			○		左	
	272	左官（2級）	3年			○		
	157	とび・とび工（1級）			○		と	
	257	とび・とび工（2級）	3年			○		

コード	資格区分	資格取得後（001は 指定学科卒業後） に必要な実務経験 年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
			1級 （5点）	2級 （2点）	その他 （1点）		
	173	コンクリート圧送施工（1級）		○		と	
	273	コンクリート圧送施工（2級）	3年		○		
	166	ウェルポイント施工（1級）		○		と	
	266	ウェルポイント施工（2級）	3年		○		
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）		○		管	
	274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）	3年		○		
	175	給排水衛生設備配管（1級）		○			
	275	給排水衛生設備配管（2級）	3年		○		
	176	配管・配管工（1級）		○			
	276	配管・配管工（2級）	3年		○		
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）		○		管屋板	
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年		○		
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）		○		タ	
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）	3年		○		
	178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み		○			
	278	築炉・築炉工（2級）	3年		○		
	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施 工		○		石タ	
	279	ブロック建築・ブロック建築工（2級）・コンクリート積みブロック施 工	3年		○		
	180	石工・石材施工・石積み（1級）		○		石	
	280	石工・石材施工・石積み（2級）	3年		○		
	181	鉄工・製罐（1級）		○		鋼	
	281	鉄工・製罐（2級）	3年		○		
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）		○		筋	
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	3年		○		
	183	工場板金（1級）		○		板	
	283	工場板金（2級）	3年		○		
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板 金作業」（1級）		○		屋板	
	284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板 金作業」（2級）	3年		○		
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）		○		板	
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）	3年		○		
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）		○		屋	
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）	3年		○		
	187	ガラス施工（1級）		○		ガ	
	287	ガラス施工（2級）	3年		○		
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工・鋼橋塗装（1級）		○			
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工・鋼橋塗装（2級）	3年		○		
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）		○			

	コード	資格区分	資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
				1級（5点）	2級（2点）	その他（1点）		
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）	3年			○	塗	
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）			○			
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）	3年			○		
	191	噴霧塗装（1級）			○			
	291	噴霧塗装（2級）	3年			○		
	167	路面標示施工			○		内	
	192	畳製作・畳工（1級）			○			
	292	畳製作・畳工（2級）	3年			○		
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）			○			
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	3年			○		
	194	熱絶縁施工（1級）			○		絶	
	294	熱絶縁施工（2級）	3年			○		
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）			○		具	
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	3年			○		
	196	造園（1級）			○		園	
	296	造園（2級）	3年			○		
	197	防水施工（1級）			○		防	
	297	防水施工（2級）	3年			○		
	198	さく井（1級）			○		井	
	298	さく井（2級）	3年			○		
	061	地すべり防止工事	1年			○	と井	登録証
	040	基礎ぐい工事（基礎施工技士）			○		と	合格証明書又は認定書
	062	建築設備士	1年			○	電管	登録証
	063	計装	1年			○		合格証明書又は登録証
	060	解体工事施工技士			○		解	合格証明書又は登録証又は資格者証
	064	基幹技能者		3点加点			講習修了記載の業種のみ	講習修了証
	703	レベル3技術者		2点加点			認定能力評価基準ごとに決められた業種	能力評価（レベル判定）結果通知書
	704	レベル4技術者		3点加点				
	099	その他				○	実績経験のある業種	*1

有資格区分コード001・002・099（学校教育法による所定学科を修めた専門学校卒業者）を選択する場合は、実務経験証明書を作成してください。

※1 専門学校卒業の方は卒業証明書、高度専門士・専門士の方は称号が確認できる証明書もご用意下さい。

技術職員は雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を言うため、労働者・アルバイト・嘱託等は技術職員名簿に記載できません。

「講習受講」の加点対象者は、1級国家資格者担当（法第15条第2号イに該当する者）の監理技術者であり、表の1級（5点）の資格者のみ該当し、それ以外（2級及びその他）の監理技術者は加点されません。

別表（五）

区分	CPD認定団体	CPD認定団体数値
(1)	公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
(2)	一般財団法人建設業振興基金	12
(3)	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
(4)	一般社団法人交通工学研究会	50
(5)	公益社団法人地番工学会	50
(6)	公益社団法人森林・ 自然環境技術教育研究センター	20
(7)	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
(8)	一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
(9)	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
(10)	一般社団法人全日本建設技術協会	25
(11)	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
(12)	公益社団法人土木学会	50
(13)	一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
(14)	公益社団法人日本技術士会	50
(15)	公益社団法人日本建築士会連合会	12
(16)	公益社団法人日本造園学会	50
(17)	公益社団法人日本都市計画学会	50
(18)	公益社団法人農業農村工学会	50
(19)	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
(20)	公益社団法人日本建築家協会	12
(21)	一般社団法人日本建設業連合会	12
(22)	一般社団法人日建築学会	12
(23)	一般社団法人日建築設備技術者協会	12
(24)	一般社団法人法人電気設備学会	12
(25)	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
(26)	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
(27)	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12